

みずしんビジネスサポート 定期預金

▶預入期間 1年

年 **0.65%**

税引後：年 0.5179525%

(R8.5.19 時点 店頭表示金利 0.35% + 0.30%)

▶預入期間 3年

年 **1.0%**

税引後：年 0.79685%

(R8.5.19 時点 店頭表示金利 0.45% + 0.55%)

- 取 扱 期 間：令和 8 年 5 月 20 日～令和 8 年 8 月 31 日
- 対 象：当金庫の会員または会員となれる法人および個人事業主の方
- 募 集 総 額：10億円※(募集総額到達時には期限前に終了となります)
- 預 入 金 額：1口50万円以上の新規預入
- 預 入 期 間：1年・3年(自動継続扱いのみ)
- 商 品 種 類：スーパー定期または大口定期
- 中途解約時の取扱い：金庫所定の中途解約利率を適用します。
- 自動継続後の取扱い：自動継続後の利率は、継続日における店頭表示金利の利率を適用します。
- 税 金：法人は総合課税となります。
個人事業主の方のお利息には 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には「復興特別所得税」が追加課税されております。
- そ の 他：本商品は預金保険制度の対象商品です。

詳しくは「説明書」をご用意しておりますので、お気軽に各店窓口・渉外係までお問い合わせください。

本 店:23-5191	前 沢 支 店:56-5511	江 刺 支 店:35-2163	金ヶ崎支店:44-5400
原 中 支 店:24-6121	羽 田 支 店:25-5015	南 支 店:24-5126	駅 前 支 店:25-2662
胆 沢 支 店:46-4081	東 支 店:25-2662	あねたい支店:47-5070	(市外局番 0197)

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫



水 沢 信 用 金 庫

<http://www.mizusawashinkin.co.jp>



自由金利型定期預金[M型]

事業者向け(法人、個人事業主)定期預金

水 沢 信 用 金 庫

令和8年5月20日現在

1.商品名(愛称)	事業者向け(法人、個人事業主)定期預金(スーパー定期) (みずしんビジネスサポート定期預金)
2.販売対象	・当金庫の会員または会員となれる法人および個人事業主の方 ・取扱期間 令和8年5月20日～令和8年8月31日 ※ 募集総額に達しますと、取扱期間中であっても募集終了となります。
3.期 間	・1年、3年(自動継続扱いのみ) ・預入時に元金継続、元利金継続からお選びいただけます。
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入対象 (3)預入金額 (4)預入単位	・一括預入 ・新規預入 ・50万円以上1,000万円未満 ・1円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6.利 息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	・固定金利 ・期間1年:「スーパー定期」店頭表示金利+0.30%を約定利率として初回満期日まで適用します。 ・期間3年:「スーパー定期」店頭表示金利+0.55%を約定利率として初回満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・預入期間1年のものは満期日に一括して支払います(法人、個人事業主)。 ・法人のお客様・・・預入期間3年を選択される場合は中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)および満期日に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 ・個人事業主のお客様・・・預入期間3年を選択される場合は満期日に一括してお支払いします。 ・法人のお客様・・・付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算となります。 ・個人事業主のお客様・・・付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算となります。
7.税 金	・法人は総合課税となります。 ・個人事業主の方のお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には「復興特別所得税」が追加課税されております。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	—
10.中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
11.金利情報の入手 方法	・営業店窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、 電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03- 3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター 等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さま は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東 京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いた だけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会に おいて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の 解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解 決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

13.その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)
---------------	--

自由金利型定期預金＜単利型＞

事業者向け(法人、個人事業主)定期預金

水 沢 信 用 金 庫

令和8年5月20日現在

1.商品名(愛称)	事業者向け(法人、個人事業主)定期預金(大口定期) [単利型] (みずしんビジネスサポート定期預金)
2.販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫の会員または会員となれる法人および個人事業主の方 取扱期間 令和8年5月20日～令和8年8月31日 ※ 募集総額に達しますと、取扱期間中であっても募集終了となります。
3.期 間	<ul style="list-style-type: none"> 1年、3年(自動継続扱いのみ) 預入時に元金継続、元利金継続からお選びいただけます。
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入対象 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 新規預入 1,000万円以上 1円単位
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します。
6.利 息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 期間1年:「大口定期」店頭表示金利+0.30%を約定利率として初回満期日まで適用します。 期間3年:「大口定期」店頭表示金利+0.55%を約定利率として初回満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 預入期間1年のものは満期日に一括して支払います。 預入期間3年のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)および満期日に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 付利単位を100円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算となります。
7.税 金	<ul style="list-style-type: none"> 法人は総合課税となります。 個人事業主の方のお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には「復興特別所得税」が追加課税されております。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	—
10.中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、下記の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 預入日から1ヵ月未満に解約の場合、下記A、B、Cのうち最も低い利率を適用します。 預入日から1ヵ月以後に解約の場合、下記B、Cのうちいずれか低い利率を適用します。 A. 解約日における普通預金利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注1)基準利率とは、解約日から満期日までの期間に対応した当金庫所定の利率。 (注2)Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。
11.金利情報の入手 方法	<ul style="list-style-type: none"> 営業店窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会に

	<p>において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13.その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)